

(府労連)

回 答

令和 6 年 1 1 月 1 3 日

総 務 部 職 員 長

(府労連)

去る令和6年10月21日に、府労連からご要求のありました諸事項につきましては、これまで数次にわたる事務折衝及び先般の課長交渉を通じまして、皆様方のご意見は十分に承ってきたところでございます。

皆様方のご意見を、上司にも十分に伝えますとともに、この間、ご要求の諸事項全般につきまして、検討を行ってきたところでありますが、社会経済情勢が依然として厳しいことから、我々としても、その対応に苦慮しているところでございます。

とりわけ強くご意見のある諸点につきましては、その後も引き続き、鋭意検討を進めているところでありますが、これまでの交渉及び事務折衝を踏まえ、現段階での考え方を申し上げたいと存じます。

第1のご要求について、府労連との、これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいりたいと存じます。

我々としては、この基本的立場に立ちまして、職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、誠意をもって、府労連と十分協議を行ってまいりたいと存じます。

第 2 のご要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、尊重することが基本と考えております。

人事委員会から勧告のあった、本年の公民較差を踏まえた月例給及び期末・勤勉手当の引上げ等の取扱いについては、国や他府県の取扱い及び本府の財政状況等を踏まえ検討しているところであり、未だ結論に至っておりません。

第 1 4 のご要求について、育児・介護休業法の改正等を踏まえ、次のとおり見直してまいりたいと存じます。

子の看護休暇の取得事由については、令和 7 年 4 月から、子の学校行事への参加等も対象となるよう見直してまいりたいと存じます。

子を養育する職員の時間外勤務免除の請求については、令和 7 年 4 月から、子の対象年齢を小学校就学前までに引き上げたいと存じます。

部分休業については、令和 7 年 1 0 月から、1 年につき 1 0 日相当時間数の範囲内で取得することを選択できるよう、制度を拡充したいと存じます。

非常勤職員に係る子の看護休暇及び短期介護休暇の取得対象者については、令和 7 年 4 月から、雇用期間を 6 か月以上とする要件を撤廃するとともに、部分休業については、令和 7 年 1 0 月から、子の対象年齢を小学校就学前までに引き上げたいと存じます。

その他、育児・介護休業法の改正に伴う令和 7 年 4 月及び 1 0 月からの取扱いについても、国家公務員に準じて見直してまいりたいと存じます。

以上の内容の詳細については、改めてお示しさせていただきます。

なお、関係条例（案）については、令和 7 年 4 月実施分を、令和 7 年 2 月の定例府議会へ、令和 7 年 1 0 月実施分を、令和 7 年 6 月の定例府議会へ、それぞれ提出したいと存じます。

その他のご要求の諸事項については、先般、課長回答でお答え申し上げたとおりでございます。

ご要求に対する回答は、以上でございます。